

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 外10名

被 告 株式会社ベルカディア

被告第2準備書面

平成29年3月6日

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

松 尾 栄 藏



同

大 村 健



同

星 野 公 紀



頭書事件について、平成29年1月13日付けで原告らより提出された訴えの変更申立書により変更された「請求の趣旨」及び「請求の原因」について、被告は以下のとおり答弁する。

第1 請求の趣旨に対する答弁

A. 原告ひょうご消費者ネットの請求について

- 1 原告ひょうご消費者ネットの請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告ひょうご消費者ネットの負担とする

B. 個人原告らの請求について

- 1 個人原告らの請求を棄却する
  - 2 訴訟費用は個人原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否に先立つ被告の概括的反論

- 1 被告が消費者に対し同意書文言1乃至3の内容の同意書に署名を求めるこ  
と現に行い又は行うおそれがあるとはいえず、原告らの請求は失当であるこ  
と

原告らは、被告が過去に「イベント参加チケット」の同意書に使用していた同  
意書文言である別紙同意書文言目録1、同目録2及び同目録3（以下、それぞ  
れ「同意書文言1」、「同意書文言2」、「同意書文言3」という。）について、これら  
の文言を使用した同意書に署名を求める行為を「現に行い又は行うおそれがある  
(消費者契約法12条1項又は3項)」と主張するが、被告は、別紙同意書文言目  
録4（以下「同意書文言4」という。）が記載された「同意書付きイベント参加チ  
ケット」を現在使用しており、同意書文言1乃至3は現在使用していない（乙2、  
乙3）。

最高裁は、①過去に消費者の勧誘行為に供した物（チラシなど）とは異なる記  
載内容の物を現在配布しており、かつ、②当該過去に消費者の勧誘行為に供した  
物の配布を今後も一切行わないことが明言されているという2つの要件をみたす  
場合には、当該過去に消費者の勧誘行為に供した物の配布を「現に行い又は行う  
おそれがある」ということは出来ないとの判断を示している（最高裁平成29年  
1月24日第三小法廷判決。乙1）。被告は、現在、同意書文言1乃至3とは異な  
る内容である同意書文言4が記載されている「同意書付イベント参加チケット」  
を使用しており（前述要件の①を充足。乙2、乙3）、かつ、今後は一切同意書文  
言1乃至3の記載された「同意書付イベント参加チケット」を使用しない旨明言  
している（前述要件の②を充足。乙2）。したがって、同意書文言1乃至3の記載

された「同意書付イベント参加チケット」については、同意書文言の内容が原告ひょうご消費者ネットの主張するような不実の告知又は不当条項の使用に該当しないことを措いても、そもそも、これらの配布を「現に行い又は行うおそれがある」とはいえず、原告ひょうご消費者ネットの請求は失当である（なお、個人原告らの主張する独占禁止法24条に基づく差止請求も「侵害され、又は侵害されるおそれがある」と消費者契約法と同様の要件を設けており、上記の論理はこれにも該当するため、独占禁止法に基づく請求も同様に失当である。）。

## 2 同意書文言4に対する原告らの想定される主張に対する概括的反論

原告らは、現在被告が「同意書付イベント参加チケット」において使用している同意書文言4についても、同意書文言1乃至3と同様の内容の主張をなすことが想定されるため、以下、当該想定される主張に対する反論を行う。

### （1）想定される原告らの主張の基礎

原告らが同意書文言1乃至3に対してなしている主張から想定される同意書文言4に対する主張の基礎は以下のとおりである。

#### ア 消費者契約法12条3項に基づく差止請求

同意書文言4の内容は、消費者の生命・身体に対する被害について、被告の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を一部免責し、消費者の権利を制限するものであって、消費者契約法10条に抵触することから、同意書文言4の内容の同意書に署名を求めるることは、同法12条3項による差止請求の対象となるとの主張が想定される。なお、不実告知についても主張が想定されるが、当該論点についても同意書文言4が消費者にとって「不利」であることが主張の前提であるため、上記消費者契約法10条の問題に収斂する。

#### イ 独占禁止法24条に基づく差止請求

同意書文言4の内容は、標準旅行業約款とは異なる、消費者に不利な特約であるため、同意書文言4の内容の同意書に署名を求めるることは、取引の相手方

に不利益となるように、取引の条件を変更すること（独占禁止法2条9項5号ハ後段）に該当することから、同意書文言4の内容の同意書に署名を求めることは同法24条による差止請求の対象となるとの主張が想定される。

## （2）被告の反論

同意書文言4は、被告の責めに帰すべき事由によって消費者（旅行参加者）に損害が生じた場合でなければ、被告は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないと述べるものに過ぎない。商法及び民法上も、被告の責めに帰すべき事由によって旅行参加者に損害が生じた場合でなければ、被告は債務不履行責任及び不法行為責任を負うものではない。また、同意書文言4は、旅行参加者が標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められた権利を何ら放棄するものでないことも明記している。すなわち、同意文書4は、旅行参加者の商法、民法、標準旅行業約款若しくは関連法規上認められた権利（原告らの指摘するイベントの危険性に関する説明義務責任、土地工作物責任、製造物責任、及び自動車損害賠償法上の運行供用者責任はもちろん、履行補助者の故意・過失に起因して生じた損害に対する責任等まで、被告の負う責任を追及する権利）を何ら制限するものではなく、旅行参加者に不利益となるものではないことが明白である。

したがって、被告が消費者（旅行参加者）に対して同意書文言4の内容の同意書に署名を求ることは、被告の損害賠償責任を一部免責して消費者の権利を制限すること（消費者契約法10条）又は消費者に不利益となるように取引の条件を変更すること（独占禁止法2条9項5号ハ後段）に該当しないことが明らかである。被告が消費者に対して上記同意書に署名を求ることは、単に商法、民法、標準旅行業約款若しくは関連法規に従った旅行契約の内容の確認を求めるものに過ぎない。

被告がこのような確認を消費者（旅行参加者）に対して求めているのは、被告の主催するイベントが自然の中で開催されるものであってその性質上一定の

危険を伴うものであるため、当該危険を参加者に認識してもらうよう注意喚起を行うことにより、参加者の不注意により不幸な事故などが発生しないようにするためであり、日本におけるアウトドアツーリズムの先駆者・旗手としての矜持として、最大限の善管注意義務を果たそうとする姿勢からの行為である。

### (3) 小括

したがって、原告らのその他の主張に反論するまでもなく、原告らの請求は失当である。

## 第3 請求の原因に対する認否及び反論

前述のとおり、原告らの請求は失当であるが、念のため、原告らの請求の原因における個々の主張に対する認否反論を以下に述べる。なお、原告らの使用する「本件契約条項」との用語は、同意書文言1乃至3が新たな契約内容を構成するものではないから、ミスリーディングなネーミングであり、不適切なものであるが、認否の便宜上、原告らの使用する用語に則った認否等を行う。

### A. 「A：消費者契約法12条に基づく差止請求」について

#### 1 「第1 当事者」について

(1) 「1 原告ひょうご消費者ネットについて」について  
認める。

(2) 「2 被告について」について  
認める。

#### 2 「第2 事実関係」について

(1) 「1 被告による「同意書」の取得」について  
第1段落につき、認める。  
第2段落につき、否認する。

前述のとおり、被告は現在、本件契約条項1乃至3の記載されている「同

意書付イベント参加チケット」を使用していない（乙2）。

（2）「2 原告ひょうご消費者ネットによる申入れ等」

認める。

（3）「3 本件契約条項の使用について」について

被告が、原告ひょうご消費者ネットに対して甲6の4及び甲8記載のとおり回答したことは認め、その余は、否認する。被告は現在、本件契約条項1乃至3の記載されている「同意書付イベント参加チケット」を使用しておらず（乙2）、本件契約条項1又は2の使用を「行うおそれ（消費者契約法12条1項又は3項）」はない。

3 「第3 本件契約条項の消費者契約法との抵触」について

（1）「1 不実の告知」について

ア 認否

第1段落につき、法令の引用であり認否の対象ではないと考える。

第2段落から第10段落につき、否認ないし争う。

イ 被告の反論

（ア）「イベント参加チケット」の「同意書」は標準旅行業約款1条2項の特約に該当しないこと

同意書文言4は、「貴社の責に帰すべき事由によって損害を生じた場合を除く」と被告の責に帰すべき事由による損害については、被告がその賠償責任を負うことを明記している。さらに、「但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。」とも明記しており、被告が標準旅行業約款若しくは関連法規上で定められた義務を何ら免責されることなくこの責任を負うことが、イベント参加チケットの同意書部分において、端的に記載されており、これは一般消費者の通常の読解能力をもってすれば理解が容

易な内容である。

一方、標準旅行業約款は、27条2項において、「旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。」と規定している。ここで、同約款27条2項の「前項の場合」とは「当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたとき」(同約款27条1項)を指すため、標準旅行業約款においても、旅行業者又は手配代行者の関与し得ない事由による旅行者の損害については、旅行業者又は手配代行者の故意・過失によるものでない限り、旅行業者は損害賠償の責を負わないことが規定されている(乙4)。そのため、同意書文言4は、当該標準旅行業約款に規定されている旅行業者の責任と同内容であるといえる。したがって、別紙同意書文言の内容の同意書は、標準旅行業約款1条2項の「特約」に該当するものではなく、別紙同意書文言を標準旅行業約款1条2項の「特約」であることを前提とする主張は失当となる。

(イ) 旅行契約を締結した消費者に対して事後的に同意書に署名することを求めていないこと

被告は、被告の主催するイベントに消費者が申込を行う過程(契約の締結前)において、同意書文言4の内容の同意書に署名のうえイベントに参加してもらいたい旨を消費者に対して説明をしている(乙5-1、乙5-2、乙6)。したがって、消費者は、イベント参加に当たっては同意書文言4の内容の同意書への署名が求められることを認識しつつ旅行契約を締結しているものであり、被告は、旅行契約の成立後に突然、同意書に署名することを消費者に対して強要しているものではない。なお、念のために付言すれば、当該同意書に署名しなかった場合であっても消費者は被告の

主催するイベントに参加することは可能であり（乙2），同意書に署名しない場合には被告の主催するイベントに参加することができない旨の告知は，被告において現在行っておらず，同意書に署名しない消費者は被告の主催するイベントに参加させないとの扱いをすることも予定していない（乙3）。したがって，消費者が同意書への署名を拒んだ場合には被告から旅行サービスの提供を受けることができない旨の不実の告知を被告が行っているとの原告ひょうご消費者ネットの主張は失当となる。

（ウ）別紙同意書文言は消費者契約法上無効とされる内容ではないこと

前述のとおり，同意書文言4は標準旅行業約款27条に定められる旅行業者の責任と同内容を定めているものであり，消費者の権利を標準旅行業約款に比し制限するものではないため，消費者契約法10条に照らして無効とされるものではない。したがって，別紙同意書文言が無効であることを前提とした原告ひょうご消費者ネットの主張（無効な契約条件を消費者が遵守しなければならないと告知することは不実の告知である旨の主張）は失当となる。

（エ）同意書に署名しない消費者がイベントに参加できないおそれが無いこと

大前提として，前述のとおり，同意書文言4は標準旅行業約款27条に定められる旅行業者の責任と同等の責任を旅行業者である被告が負うことを明確に宣言しており，内容として何ら不当なものではない。また，被告において，旅行契約を締結した消費者が同意書に署名しなかった場合であっても，イベントに参加させないとの取り扱いを行うことは予定していない（乙2）。これは，「同意書に署名しない場合にはイベントに参加することは出来ません」等の内容を告知することを予定していないことは，甲4の「イベント参加チケット」には，「（ご記入の無い場合はご参加いただけません）」との記載があったが（もちろん，甲4を被告が使用していた時期

においても、旅行契約を締結した消費者が同意書に署名しなかった場合に被告が消費者のイベント参加を拒絶したことはない（乙2））、乙3にはそのような記載はなされていないことからも明らかである。

（オ）小括

以上より、別紙同意書文言が記載された「イベント参加チケット」は何ら不実の告知を行っておらず、そのおそれもないため、消費者契約法12条1項に基づく差止請求の対象となるものではない。

（2）「2 不当条項の使用」について

ア 「(1) 本件契約条項1，2，3共通の問題点」について

第1段落につき、法令の引用であり認否の対象ではないと考える。

第2段落につき、否認ないし争う。

第3段落につき、第1文は争わない。第2文は原告の指摘する判例が存在することは認否の対象ではないと考えるが、その余は否認ないし争う。

イ 「(2) 本件契約条項1，2の問題点」について

争う。

①について、被告は、消費者に対して被告の主催するイベントの内容を十分に説明している。被告が現在使用する同意書文言4も「貴社（被告）の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合」には被告が責任を負うことを明記しており、安全な旅行行程を設定する義務（そもそも自然の中で実施するイベントである以上、生命・身体の危険が一切存在しないことは絶対にありえず、合理的な予測の範囲内で生命・身体に危険が及ばないようにする義務が被告には課せられている。）の不履行の責任を免れるものではない。

②について、被告が現在使用する同意書文言4も「旅行者が関連法規上認められている権利を何ら放棄するものではありません。」と明記しており、原告ひょうご消費者ネットが例示列挙する土地工作物責任、製造物責任及

び自動車損害賠償保障法上の運行供用者責任も当該「関連法規上」の消費者の権利であり、被告はこれらの責任を免れるものではない。

③について、被告が現在使用する同意書文言4は、何ら被告と消費者間の主張立証責任について触れておらず、また、主張立証責任は、当事者の合意により転換することができるものではない。

④について、被告が現在使用する同意書文言4の「貴社（被告）の責めに帰すべき事由」には、民法の解釈上、当然に履行補助者の責に帰すべき事由も含まれるものであり、かつ、同意書文言4は履行補助者の故意・過失による場合には被告は責任を免れる表現も殊更行っていないため、履行補助者の責に帰すべき事由による場合にも、被告は賠償責任を免れるものではない。

⑤について、被告が現在使用する同意書文言4は、何ら離団後の消費者の行動について触れておらず、この点に係る被告の責任を免れるものではない。

ウ 「(3) 本件契約条項3の問題点」について  
争う。

①、②、③及び④については、前述第3A. 3 (2) イの①、②、③及び⑤に関する反論と共に通するため、改めての主張は行わない。

エ 「(4) 本件契約条項2及び本件契約条項3のサルベージ条項の問題」について  
争う。

被告としては、消費者に同意書に署名を求めるのは、自然の中で開催される被告の主催するイベントには危険が伴うことを理解してもらうことにその目的があり、被告が現在使用する同意書文言4には、この点について一般消費者の通常の理解力をもってすれば容易に理解できる内容での説明がなされており、「但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行

業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。」との文言がサルベージ条項であり、「契約から生じる権利義務について適切な情報を消費者に提供しない点で透明性に欠ける」との原告ひょうご消費者ネットの主張は失当となる。

#### オ 小括

以上より、被告の現在使用する同意書文言4が記載された「イベント参加チケット」は不当な条項を含んでいないため、消費者契約法12条3項に基づく差止請求の対象となるものではない。

#### カ 「(5) 書面及び電子データの破棄について」について 争う。

前述のとおり、被告において本件契約条項1乃至3の記載された「イベント参加チケット」を配布するおそれはないため、消費者契約法12条1項及び3項所定の「当該行為に供した物の廃棄」等の「当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」としての書面及び電子データの破棄の請求はその前提を欠くため、失当である。

#### B 「B：独占禁止法24条に基づく差止請求」について

##### 1 請求の原因に対する認否及び反論

###### (1) 「第1 原告らについて」について

否認する。被告の知る限り、個人原告らのうち、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した者は存在しない。また、独占禁止法24条による差止請求を行うことができる「利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」とは、現在損害が生じていないが、近い将来において差止による救済が必要となる損害が生ずる蓋然性がある者をいうところ、個人原告らがこれに該当する者であることにつき、否認する。

(2) 「第2 優越的地位の乱用について」について

ア 「1 消費者取引への適用」について

争う。

イ 「2 優越的地位」について

(ア) 認否

第1段落につき、争う。

第2段落につき、第一文は不知。第2文は、認める。

第3段落及び第4段落につき、知らないし争う。

(イ) 被告の主張

前述のとおり、被告は消費者に対して、旅行契約の締結前に、イベント参加に当たっては、同意書文言4の内容の同意書に消費者には署名してもらいたい旨の説明を行っているため、消費者はイベント参加に当たっては当該同意書へ署名が求められることをわかって旅行契約を締結している。したがって、契約の内容を理解したうえで契約関係に入っている消費者に対して被告は優越的地位にあるとはいえない（このような状態をもし仮に優越的地位というのであれば、事業者と一般消費者の間で締結される契約はおよそ、契約を締結したその場で履行がなされるような契約（例えば、スーパーなどでの売買契約）を除けば、契約締結から義務の履行までに一定の期間がある契約は全てロックイン状態にあることになり、事業者は須らく優越的地位にあることになってしまう。）。

ウ 「3 濫用」について

(ア) 認否

第1段落につき、否認する。被告は現在、本件契約条項1乃至3が記載された「イベント参加チケット」を使用していない。

第2段落につき、否認する。

第3段落につき、争う。

第4段落につき、知らないし争う。

第5段落につき、争う。

(イ) 被告の主張

前述のとおり、同意書文言4は、消費者及び被告間の旅行契約の内容を構成する旅行約款に比し不利益な内容ではなく、事後的に契約内容を消費者にとって不利に変更するものではない。また、前述のとおり、消費者はイベント参加前に同意書への署名が求められることを契約締結前に認識しその前提で契約を締結しているため、事後的な変化はそもそも存在しない。したがって、優越的地位の「濫用」とはいえず、個人原告らの主張は失当である。

(3) 「第3 著しい損害の発生又はそのおそれ」について

知らないし争う。

(4) 「第4 まとめ」について

争う。

#### 第4 結論

以上のとおり、原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らの主張はいずれも失当であり、消費者契約法12条1項又は3項に基づく差止請求の対象にも、独占禁止法24条の差止請求の対象にもなるものではないため、原告らの請求は棄却されるべきである。

以上

#### 証拠方法

証拠説明書記載のとおり

【別紙】

同意書文言目録

1. 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。  
但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。
2. 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。  
但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。
3. 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。  
但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。
4. 私は、M. O. C. のイベントは自然の中での活動であり、予測不能な危険を伴うこと、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社

は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないこと、またその意味で自己責任となることを十分理解かつ認識し、ここに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。